

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）附則第3条の規定による耐震診断の結果の報告の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）、神戸市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年3月神戸市規則第40号。以下「規則」という。）及び要綱において使用する用語の例による。

(耐震診断結果の報告に係る図書)

第3条 法附則第3条第1項の規定に基づき建築物の耐震診断の結果の報告を行おうとする者（以下「報告者」という。）は同項の規定に基づく建築物の耐震診断の結果に係る報告（以下「診断結果の報告」という。）を、省令別記第21号様式の正本及び副本に、それぞれ、別表1に掲げる図書を添えて行わなければならない。

2 結果報告を行おうとする建築物の耐震診断を法の改正施行（平成25年11月25日）前に着手した場合にあっては、別表2に掲げる図書をもって別表1に掲げる図書に代えることができる。

3 時刻歴応答計算検証建築物については、別表3に掲げる図書をもって別表1に掲げる図書に代えることができる。

(結果報告等の窓口)

第4条 市長に対する協議、報告及び書類の提出は、建築住宅局建築指導部安全対策課を窓口として行うものとする。

(結果報告の時期)

第5条 診断結果の報告は平成27年12月31日までに行わなければならない。

(結果報告に係る追加説明)

第6条 市長は、第3条に基づき提出される図書によって、法附則第3条第1項の規定により報告のあった耐震診断が省令第5条第2項に規定する技術指針事項に適合していることを判断できない場合にあっては、報告者に追加の説明を求めることができる。

(耐震診断の結果の公表)

第7条 法附則第3条第3項において準用する法第9条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を神戸市のホームページに掲載することにより行うものとする。

- 一 要緊急安全確認大規模建築物の位置、用途及び当該建築物の名称
- 二 次の表の左欄に掲げる耐震診断の区分に応じて同表の右欄に掲げる耐震診断の結果に関する事項

耐震診断の区分	耐震診断の結果に関する事項
平成十八年国土交通省告示第百八十四号（以下「基本方針」という。）別添第一ただし書に規定する方法によって行う耐震診断	耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果に関する事項
基本方針別添第一第一号の規定により、同第一に規定する木造の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第一第一号イに規定する I_w 及び当該 I_w に応じて基本方針別表第一の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項
基本方針別添第一第二号の規定により、同第一に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等について行う耐震診断	基本方針別添第一第二号イに規定する I_s 及び q 並びに当該 I_s 及び q に応じて基本方針別表第六の下欄に定める構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性に関する事項

- 三 時刻歴応答計算検証建築物については、「建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認する方法」に該当するものとして取り扱うこととし、当該方法により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が確認できること
- 四 省令附則第3条において準用する省令第5条第3項に規定する報告書（省令別記第21号様式）に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあつては、その内容及び実施時期
- 五 市長が法第8条による命令を行った場合にあつては、その内容及び実施時期

（公表内容の更新）

- 第8条 市長は、前条に規定する公表の内容を最新の状況に更新するよう努めるものとする。
- 2 報告者は、診断結果の報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長にその内容について報告しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の更新を行うために必要な事項について、報告者に最新の状況を報告させることができるものとする。
 - 4 第2項及び前項の報告を行う者は、耐震診断結果変更報告書（別記第3号様式）に別表4に掲げる図書を添えて、これらを市長に提出するものとする。
 - 5 市長は、建築物の所有者の同意が得られた場合においては、前3項の報告によらず、公表の内容を更新することができる。

別表1 診断結果の報告に必要となる書類（第3条第1項関係）

共通 図書	(1) 添付図書一覧表（別記第1号-1様式） (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 (3) 外観写真 (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し (5) 建築物状況確認書（要綱第4条第1項第2号に規定する書類） (6) 要綱第4条第1項第2号に規定する建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 (7) 申請者の本人確認書類の写し		
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分	新耐震基準に適合する部分
選択 図書	(1) 耐震診断結果表（別記第2号様式） (2) 耐震診断評価書の写し（要綱第4条第1項第1号に規定する書類） (3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類 (4) 耐震診断の実施者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類	(1) 耐震診断結果表（別記第2号様式） (2) 耐震改修計画評価書の写し（要綱第4条第2項第1号に規定する書類） (3) 工事実施確認書（要綱第4条第2項第2号に規定する書類） (4) 耐震改修計画の設計者の資格が確認できる書類 (5) 耐震改修計画の設計者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 (6) 要綱第4条第2項第2号の耐震改修の実施を確認した者の資格が確認できる書類	(1) 確認済証等の写し及び検査済証等の写し（要綱第4条第3項に規定する書類）

別表2 診断結果の報告に必要となる書類（第3条第2項関係）

共通 書類	(1) 添付図書一覧表（別記第1号-1様式） (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 (3) 外観写真 (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し (5) 法の改正施行（平成25年11月25日）前に当該耐震診断又は耐震改修に着手したことが確認できる書類 (6) 建築物状況確認書（要綱第4条第1項第2号に規定する書類） (7) 要綱第4条第1項第2号に規定する建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 (8) 要綱附則第2条第2項に規定する書類（市長が必要と認める場合に限る。） (9) 申請者の本人確認書類の写し	
区分	耐震診断を行った部分	耐震改修を行った部分
選択 書類	(1) 耐震診断結果表（別記第2号様式） (2) 耐震診断結果確認書（要綱附則第2条第1項に規定する書類） (3) 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類	(1) 耐震診断結果表（別記第2号様式） (2) 耐震診断結果確認書（要綱附則第2条第1項に規定する書類） (3) 耐震改修計画の設計者の資格が確認できる書類 (4) 工事実施確認書（要綱第4条第2項第2号に規定する書類） (5) 要綱第4条第2項第2号の耐震改修の実施を確認した者の資格が確認できる書類

別表3 診断結果の報告に必要となる書類（第3条第3項関係）

<ul style="list-style-type: none"> (1) 添付図書一覧表（別記第1号-1様式） (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 (3) 外観写真 (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第18条第3項の規定により、当該建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し (5) 建築物状況確認書（要綱第4条第1項第2号に規定する書類） (6) 要綱第4条第1項第2号に規定する建築物状況確認資格者の資格が確認できる書類 (7) 要綱第4条第4項に規定する書類 (8) 申請者の本人確認書類の写し
--

別表4 診断結果の変更報告に必要となる書類（第8条第4項関係）

共通 図書	<ul style="list-style-type: none"> (1) 添付図書一覧表（別記第1号-2様式） (2) 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図 (3) 外観写真 (4) 申請者の本人確認書類の写し (5) その他市長が必要と認める書類 			
区分	耐震改修を行なった部分	新耐震基準に適合する部分	除却工事等を行なった部分	その他の変更の部分
選択 図書	<ul style="list-style-type: none"> (1) 耐震診断結果表（別記第2号様式） (2) 耐震改修計画評価書の写し（要綱第4条第2項第1号に規定する書類） (3) 工事実施確認書（要綱第4条第2項第2号に規定する書類） (4) 耐震改修計画の設計者の資格が確認できる書類 (5) 耐震改修計画の設計者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類 (6) 要綱第4条第2項第2号の耐震改修の実施を確認した者の資格が確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事実施確認書（要綱第4条第2項第2号に規定する書類） (2) 工事の実施を確認した者の資格（要綱第4条第1項第2号に規定する建築物状況確認資格者の資格と同等のものとする）が確認できる書類 (3) 確認済証等の写し及び検査済証等の写し（要綱第4条第3項に規定する書類） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事実施確認書（要綱第4条第2項第2号に規定する書類） (2) 建物滅失登記の写し <p>ただし、(2)が提出できない場合は、次の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 工事の実施を確認した者の資格（要綱第4条第1項第2号に規定する建築物状況確認資格者の資格と同等のものとする）が確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 変更内容を確認できる書類
特記 事項	神戸市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業を活用して耐震改修工事を行なった場合は、当該補助金額額確定通知書の写しをもって、共通図書(2)(3)、及び選択図書(2)から(8)に代えることができる。	神戸市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業を活用して建替え工事等を行なった場合は、当該補助金額額確定通知書の写しをもって、共通図書(2)(3)、及び選択図書(1)から(3)に代えることができる。	神戸市要緊急安全確認大規模建築物耐震化助成事業を活用して除却工事等を行なった場合は、当該補助金額額確定通知書の写しをもって、共通図書(2)(3)、及び選択図書(1)から(3)に代えることができる。	共通図書(2)(3)については、変更がない場合は不要とする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年5月8日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成28年12月28日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。